

自 令和 2年 3月 6日

至 令和 2年 3月 23日

第 1 回 和木町議会定例会

令和2年第1回(3月)定例会
令和2年第1回和木町議会定例会
(令和2年3月6日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1号
例月現金出納検査の結果について
2. 報告第 2号
令和元年度和木町一般会計補正予算(第6号)に関する
専決処分について
3. 議案第 1号
令和元年度和木町一般会計補正予算(第7号)
4. 議案第 2号
令和元年度和木町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
5. 議案第 3号
令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)
6. 議案第 4号
令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
7. 議案第 5号
令和元年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)
8. 議案第 6号
令和元年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
9. 議案第 7号
和木町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について

10. 議案第 8号
和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 9号
和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第10号
和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第11号
合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例について
14. 議案第12号
和木町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
15. 議案第13号
和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
16. 議案第14号
和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
17. 議案第15号
和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
18. 議案第16号
和木町介護保険条例の一部を改正する条例について
19. 議案第17号
和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例について
20. 議案第18号
和木町営住宅条例の一部を改正する条例について
21. 議案第19号
令和2年度和木町一般会計予算

- 22. 議案第20号
令和2年度和木町国民健康保険特別会計予算
- 23. 議案第21号
令和2年度和木町簡易水道事業特別会計予算
- 24. 議案第22号
令和2年度和木町公共下水道事業特別会計予算
- 25. 議案第23号
令和2年度和木町介護保険特別会計予算
- 26. 議案第24号
令和2年度和木町後期高齢者医療特別会計予算
- 27. 議案第25号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の
変更について
- 28. 議案第26号
岩国地区消防組合規約の変更に関する協議について

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	灰 岡 裕 美	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	中 村 充 子	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	坂 本 啓 三	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

開 会 9時 00分

議 長 和木町広報係及び、中国新聞、日刊いわくじから議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。

議 長 ただいまから、令和2年第1回和木町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番議員 灰岡裕美君、7番議員 上岡富士夫君を指名いたします。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。

先の定例会以後、1月16日、17日 新人の津島議員と栗本議員が姉妹都市の北海道恵庭市を表敬訪問いたしました。

2月14日 山口県町議会議長会定例会が山口市で開催され、私が出席し、令和2年度予算の審議等を行いました。

その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますのでご了承願います。

議 長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員会委員長 灰岡裕美君

議 長 灰岡君

灰岡議員 おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

令和2年第1回(3月)定例会

町長から3月6日に議会が招集されたことに伴い、3月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。本定例会に付議されております案件は、報告2件、議案26件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第2号、議案第1号から議案第26号までの議案説明と質疑を行い、報告第2号につきましては、本日中に採決まで行います。

3月11日に一般質問、最終日を3月23日とし、討論、採決を行うことといたします。

なお、議案第19号から議案第24号、令和2年度予算案につきましては、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、内容を審査することといたしました。

よって、本定例会の会期を、本日3月6日から3月23日までの18日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 灰岡裕美

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月23日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間とすることに決定いたしました。

議 長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。
米本町長

米本町長 おはようございます。本日は4件について行政報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス関係についてでございますが、令和元年12月3日、中国武漢市における非定型肺炎の集団発生についての発表があつて以降、日本国内においては、厚生労働省から様々な情報提供や注意喚起が行われるとともに、1月28日には新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令等の施行通知がなされました。1月31日には、世界保健機関(WHO)が、緊急事態宣言を発表。同じくこの日、本町におきましては、前日に開催された山口県健康増進課の説明会の情報共有並びに被害防止に向けての対応策を協議することを目的として、対策会議を開催いたしました。この会議において、町民に対し感染を未然に防止するための知識や感染した場合に取るべき行動などの周知啓発、役場庁舎内及び医療機関との連携体制整備を講じるよう指示するとともに、相談窓口として県健康増進課並びに岩国健康福祉センターが指定されることなどの確認を行いました。その後、国内においても感染症例が50症例を超えるとともに、感染経路不明の症例も発生していることから国内発生期とみなし、2月20日、課長級職員及び担当職員を招集、和木町対策本部を設置し、第1回本部員会議を開催いたしました。この時点では、本町及び周辺地域においては感染未発生期の段階ではありましたが、国内ではさらに感染が拡大する恐れがあることから、岩国市医師会並びに町内医療機関との連携強化、予防対策として役場窓口、学校やこども園等を含む公共施設へのアルコール消毒液の設置などを指示いたしました。国内での感染が拡大する中、2月27日、和木町対策本部第2回本部員会議を開催し、高齢者の重症化が問題となっていることから、関係機関や団体に対し、注意喚起を強化するとともに、町主催及び共催のイベント等は、今後2

令和2年第1回(3月)定例会

週間程度の期間、中止または延期、それが困難な場合は、最大限の注意と感染予防対策を講じたうえで実施することを職員に指示いたしました。2月28日、「こども達を感染から守る」ための国の緊急要請に応じ、3月2日午後から26日までの間、小学校及び中学校を休業、また、こども園の1号こどもは3月2日を11時降園、3日以降は希望保育(利用料不要)といたしました。保護者が就業している2号・3号こどもは通常どおり保育とし、わきっこクラブについては、3月2日は学校終了後から開設、3日以降は8時から18時まで開設(土曜日は17時まで)といたしました。また卒業式・卒園式は、卒業生、保護者、教職員のみで行うことなど規模を縮小して実施することを決定をいたしました。3月2日、和木町対策本部第3回本部員会議を開催し、国・県の情報を整理するとともに、不特定多数の参加が見込まれる町主催の行事等については、3月末まで中止または延期することの基本方針を固め、町内関係機関、各種団体等に対し、周知を図るとともに、さらなる感染予防に向けた町民への周知を指示いたしました。3月4日には、山口県内において、初の感染者が確認されるとともに、米軍岩国基地関係者に、陰性であり体調に問題がないと報告されているものの、ダイヤモンドプリンセス号からの下船者がいたことが発表されました。また、本町におきましても、本日午後から第4回本部員会議を開催し、県内で感染者が発生するなどの新たな感染段階に応じた対応を検討するとともに、町民の皆様への安全・安心を最大限確保するため、国や県からの情報の速やかな提供、医療機関など関係機関との連携強化など、感染症予防対策に全力で努めてまいります。町民の皆様におかれましては、各個人段階での衛生管理を適切に行っていただくとともに、冷静な判断と行動をお願い申し上げます。また、今回の感染症対策により、本町におきましても、こども園、小学校、中学校を春休みまでの間、休業とさせていただきます。お子様をお持ちのご家庭に負担をかけていることと思いますが、私といたしましても、町民の皆さまの健康が第一であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス関係についての報告とさせていただきます。

次に、和木町と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定の締結についてでございます。

12月20日、和木町役場において、株式会社丸久と地域活性化包括連携協定を締結をいたしました。締結式では、私と株式会社丸久の田中康男社長がそれぞれ協定書に調印し協定の締結を行うとともに、この度の協定締結を記念し、株式会社丸久から災害対応の支援物品として、救助用ボート1台と簡易寝袋480個をご寄贈いただきました。

この協定では、町民の皆さまの安心・安全対策や子育て、高齢者・障害者への支援事業など9項目のテーマを掲げ、町と丸久の両者が協働し、さらに皆さまが暮らしやすいまちづくりを実現することを目的としております。

今後、協定の各テーマに沿って、町と丸久が連携し、具体的な取組みを進めてまいります。

以上、和木町と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定の締結についての報告といたします。

次に、地方創生に係る包括連携協定の締結でございます。

本町は、1月29日、山口フィナンシャルグループ 株式会社山口銀行及び株式会社YM-ZONEプランニングと地方創生に係る包括連携協定を締結いたしました。

この包括連携協定は、「地域産業の振興としごとの創造に関すること」「蜂ヶ峯総合公園の魅力アップと活用に関すること」など地方創生に関する5項目について、相互協力・連携し、協働した取組みなどを行うことにより、地方創生の実現に資することを目的として締結したものでございます。

今後、本協定の目的達成のため、地方創生に係る様々の分野において、町と株式会社山口銀行及び株式会社YM-ZONEプランニングが連携し、取組みを進めてまいります。

以上、地方創生に係る包括連携協定の締結についての報告といたします。

最後に、山口県LPガス協会から和木町への炊き出しセット

の寄贈についてでございます。

2月20日、和木町役場において、山口県LPガス協会から町への災害支援物資の贈呈式が実施され、LPガス協会岩国支部青年部長の松原様から炊き出しセット一式の目録を頂きました。山口県LPガス協会と町は、既に平成28年3月に災害応援協定を締結しており、町の災害時にはLPガス等の緊急支援を頂く心強い存在となっております。今回、災害協定の下に寄贈頂きました本セットは、一度に100人分の炊飯・汁物を同時に調理でき、多数の被災者に発災直後から温かい食事を提供し、心身の健康増進、これによります復旧・復興の促進に大いに期待できるものであると思います。今後、ご寄贈頂きました本セットは、LPガス協会のご支援の下、災害時にも使いこなせるように訓練をしてまいりたいと思います。

以上、山口県LPガス協会から和木町への災害支援物資の寄贈についての報告といたします。

以上、4件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第1号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果の報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 報告第2号 令和元年度和木町一般会計補正予算(第6号)に関する専決処分について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
田中企画総務課長

田中企画
総務課長 報告第2号 令和元年度和木町一般会計補正予算(第6号)に関する専決処分について、ご説明いたします。

この報告は、平成31年11月から、ふるさと納税の返礼品の品目や返礼率を見直したことに伴い、今年度のふるさと納税に係る予算額を減額しておりましたが、当初見込みよりもふるさと納税の申出が多く、返礼品に係る経費に不足が生じる見込みであることから、必要な予算措置を行うため、地方自治法第

179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、予算総額を41億4,471万8千円とするものでございます。

4ページをお開きください。

款2 総務費において、ふるさと納税お礼品に係る必要経費として600万円を増額しています。

3ページをご覧ください。

款17 寄付金に950万円を増額し、今年度のふるさと納税を6,550万円と見込んでいます。

款18 繰入金は、歳入歳出を調整するため財政調整基金繰入金を350万円減額しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長 報告第2号について質疑を許します。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
報告第2号 令和元年度和木町一般会計補正予算(第6号)に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議長

したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長

日程第7 議案第1号 令和元年度和木町一般会計補正予算(第7号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田中企画
総務課長

議案第1号 令和元年度和木町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億8,160万7千円を減額し、総額を39億6,311万1千円とするものでございます。今回の補正予算は、他市町村への委託保育料などに必要な経費を計上するとともに、法人町民税の増額や緑ヶ丘団地第2棟建設事業に係る社会資本整備総合交付金の減額など、決算見込み額に応じて予算額の調整を行なうものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款2 総務費は、電算システム管理事業費172万9千円の減額、土地開発公社貸付金1,100万円の減額、コミュニティバス運行事業費474万6千円の減額その他、各項における決算見込みにより、総務費全体で2,596万8千円を減額しています。

款3 民生費の2,655万2千円の減額は、介護・施設訓練等給付費229万9千円の増額、介護保険特別会計繰出金429万4千円の減額、他市町村への委託保育料465万8千円の増額、認定こども園管理運営事業費1,299万円の減額などを行うものです。

款4 衛生費425万5千円の減額は、予防接種委託料200万円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金116万2千円の増額、一般廃棄物リサイクル手数料136万8千円の増額などを行うものです。

款6 商工費は、商工業者利子補給金20万円を減額するも

のです。

款7 土木費9,970万円の減額につきましては、装束雨水ポンプ場改修工事負担金6,175万5千円の減額、緑ヶ丘団地第3棟実施設計委託料1,820万4千円の減額が主なもので、その他は、各項において決算見込みに応じたものです。

款8 消防費87万円の減額は、防災行政無線デジタル化整備事業37万円の減額などを行うものです。

款9 教育費2,406万2千円の減額は、こども園園舎新築工事1,060万円の減額、関ヶ浜分館新築工事290万円の減額などを行うものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

款1 町税1億1,292万1千円の増額につきましては、個人町民税370万円の増額、法人町民税1億682万1千円の増額、固定資産税240万円の増額を行うものです。

款6 地方消費税交付金 203万5千円の減額、

款12 分担金及び負担金 421万8千円の減額、

款13 使用料及び手数料 58万9千円の減額、

につきましては、いずれも決算見込みに応じて調整するものでございます。

款14 国庫支出金2,163万2千円の減額につきましては、介護・施設訓練等給付費負担金245万2千円の増額、プレミアム付商品券事務費補助金504万円の減額、緑ヶ丘団地第3棟建設事業に係る社会資本整備総合交付金917万6千円の減額などを行うものです。

款15 県支出金354万9千円の減額は、介護・施設訓練等給付費負担金122万6千円の増額、社会資本整備総合交付金269万6千円の減額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものです。

款18 繰入金は、関ヶ浜分館整備基金繰入金297万円の増額、すくすくこども基金繰入金1,193万円の減額を行うとともに、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金1億6,991万4千円を減額するものです。

款20 諸収入893万1千円の減額は、土地開発公社貸付

金元金収入1,100万円の減額、福祉医療高額療養費立替金233万5千円の増額などを行うものです。

款21 町債7,470万円の減額につきましては、各事業の入札による減額などに伴い借入額を変更することに伴うものでございます。なお、今回の補正後の財政調整基金の残額につきましては、11億6,676万1千円になる予定となっております。

次に、4ページの第2表 繰越明許費について、ご説明申し上げます。

プレミアム付商品券事業413万円を翌年度に繰り越すものでございます。

最後に、5ページの第3表 地方債補正についてご説明申し上げます。

入札による減額などにより、各事業に係る借入れ限度額について、緑ヶ丘住宅第3棟建設事業を4,420万円から3,210万円に、装束雨水ポンプ場改修事業については事業が見送られたために皆減に、防災行政無線デジタル化整備事業は950万円、緊急自然災害防止事業は400万円に変更して借り入れるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

灰岡裕美君

灰岡議員

まず、第3款 民生費の社会福祉費、プレミアム商品券についてお伺いしたいと思います。補正金額がマイナス668万円と高額な補正となっております。その内繰越が413万円となっております。この内容から町内のプレミアム商品券の受給資格者の人数と、実際に商品券を申請した方的人数を教えてください。

議長

田中企画総務課長

田中企画
総務課長

今回のプレミアム付商品券事業につきましては、地方消費税率の引上げが低所得者、それから子育て世帯の消費に与える影響を緩和すると共に和木町地域における消費の喚起、下支えするために行われた事業でございます。非課税の方と3歳未満の子育て世帯、この2つが対象となっております。数値いろいろな捉え方がありましてなかなか説明難しいところがあるんですが、引換券を発送してそれを商品に換えた方、引換券を発送して商品券を購入された方は50.87%でございます。もっと詳細に申しますと、非課税の方々は和木町で927人が対象となっております。この内、商品券を購入された方は205人で22%の方でございます。

一方、3歳未満の子育て世帯、こちらの世帯主は和木町内で204人ございました。この内、商品券を購入されたのは58人で28%の方、全体で対象者の内で商品券を買われたのは23%となっております。この原因といたしましては、先程申しましたように対象者が非課税の方と3歳未満の子育て世帯に限定されたこと、こういった事が主な要因ではないかというふうに思っております。

議長

灰岡裕美君

灰岡議員

今の説明をお聞きしましても、和木町で商品券を実際に購入された方のパーセンテージがすごく低いと思うんですけども、町ではどのように、商品券購入の方が少なかったことについて、50.87%ということについてどのように分析されますか。

議長

田中企画総務課長

田中企画
総務課長

先程もうしましたとおり、今回のプレミアム付商品券事業は対象者を町民全体ではなくて、非課税の方と3歳未満の子育て

の世帯主の方のみに限定しておりました。それも1つの要因ではないかなと思っております。もう1つ、和木町が、国で計画した事業なんですけど、和木町が事業主体となりましたことで、対象の店舗が和木町内に限定した、これも1つの要因ではないかと思っております。このプレミアム付商品券事業、全県的に見ても全国的に見ても、利用者が思ったほどではないと、思ったほど上がらなかったというふうな評価がなされているように聞いております。

灰岡議員 結構です。

議長 いいですか。

灰岡議員 はい。

議長 他に質疑はありませんか。
はい、質疑がないようです。
はい、灰岡裕美君

灰岡議員 同じく第3款 民生費 児童福祉費についてお伺いいたします。

近頃年度末になりまして、町内の子育て中のお母さん方から年度途中の保育、例えば下の子を出産するときの保育、年度途中に終了した場合の保育、上のお子さんと同じように和木町のこども園に預けたいのですが、こども園に受け入れが不可だったとの話を聞いて、上のお子さんはこども園、下のお子さんはまたよその保育事業者の方に預けて、送迎が2か所になって大変苦労しているという話を度々耳にいたします。せっかく大きなこども園ができてはいるんですが、年度途中の保育が難しい理由をお伺いしたいと思います。

議長 渡邊教育委員会事務局長

渡 邊
教育委員会
事務局 長

今灰岡議員がおっしゃったようなそういった保護者の方がいらっしゃることについては、大変ご苦勞お察し申し上げます。ここ数年からの保育ニーズの高まりによりまして、年度途中の入園希望者が右肩上がりが増えていく傾向にあります。和木のこども園、昨年度までは保育所でしたが、ここに入れない時には町外、岩国市、大竹市の保育施設をご利用いただくようになります。今回の補正予算で計上しました465万8千というのも正にこの増額分の予算でございます。希望するすべてのお子さんを和木のこども園で保育できればそれは大変一番いいことなんですけども、定員や保育士の配置基準、配置基準が0歳のお子さんを預かる場合には3人に1人保育士が必要です。1, 2歳児については6人に1人の保育士を配置しなければなりません。こういった関係で出来ない場合には担当者の方から近隣の保育施設の情報をお知らせしてその中からまた岩国市、大竹市に申請を出していただくという形を取らせていただいております。

この状態については和木町の子育て支援が特に遅れているとか力を入れてないとかそういう事ではなくてですね、どこの市町でも同様の状態でございます。近隣の市町同士、及び施設間で協力し合っとなんとか保護者の保育ニーズに応えているというのが現状でございます。本町では子育て世帯の負担軽減を図るために保護者が納める保育料は国が定める規準よりもかなり低く設定しております。近隣岩国、大竹市よりも低く設定しております。こういったところで皆さまのご理解をお願いしたいと思っております。

議 長

はい、灰岡裕美君

灰岡 議員

今の答弁をお伺いいたしますと、どうやら施設の問題というよりも保育士の不足ということが問題になっているという理解でよろしいのでしょうか。それとその問題を今後難しい点はあるかもしれませんが改善する方向に考えておられるのでしょうか。お考え聞かせてください。

議長 渡邊教育委員会事務局長

渡邊教育委員会事務局長 保育士はですね、これも近隣との競合といいますか、常時、今、ずっと年間保育士募集してるにはありますが、なかなか採用に至らない、ここが解決できないと新たに預かる事がちょっと難しい、これが現状でございます。

継続していろんな手段でですね、保育士の確保には努めておりますが、できる限りのことをやっていくという事でご理解いただきたいと思っております。

灰岡議員 わかりました。

議長 よろしいですか。
他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

灰岡議員 すいません、ごめんなさい、いいですか。

兼本議員 戻りますか。

灰岡議員 はい、お願いします。

議長 灰岡裕美君

灰岡議員 すいません、失礼いたしました。
次に第7款 土木費6項の住宅費、町営緑ヶ丘住宅の建設事業についてお伺いいたします。
今回マイナス補正で2,070万9千円マイナス補正となっております。この補正金額大変大きいように思うのですが、こ

の、入札減と私は考えておりますが、当初予算よりこれほど多くの補正予算が出ているその理由、入札減にしてもちょっと額が大きいのではないかと思うんですが、その理由がありましたら教えていただきたいと思っております。

議長 村岡都市建設課長

村岡都市建設課長 ご質問にありました町営住宅建設事業の中の緑ヶ丘団地第3棟、実施設計委託料1,820万4千円の減額でございますが、これにつきましてはおっしゃるとおり入札減でございます。予定価格につきましては税込み3,200万円程度でございますけれども、落札額は1,500万となります。約1,500万円となっております。

7社行いまして一応1,500万から一番高いところは2,500万円となっております。この低入札となりましたので、当然大きな減額ではございますが、これについては入札審査会等です、低入札者に対し書類等詳細な状況を提出させ面談もしてですね、事業については実施できるということで契約を締結したものでございます。以上です。

議長 灰岡裕美君

灰岡議員 入札審査会で十分審査していただいたということで安心したのですが、ちなみにこの実施設計の業者、また工事請負業者が分かりましたら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長 村岡都市建設課長

村岡都市建設課長 実施設計につきましては、岩国市の株式会社松重設計さまとなっております。

議長 村岡都市建設課長

村岡都市建設課長 工事というのは緑ヶ丘団地の解体工事の件でよろしいんでしょうか。

灰岡議員 はい。

村岡都市建設課長 そちらの方につきましては、和木町の株式会社エージェンツYと契約を締結しております。

議長 よろしいですか。

灰岡議員 ありがとうございます。

議長 では、質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議長 日程第9 議案第3号 令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
ごめんなさい失礼しました。こっちか、失礼いたしました。飛ばしてしまいました。すいません。

議長 日程第8 議案第2号 令和元年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
森本保健福祉課長

森本保健福祉課長 議案第2号 令和元年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ、26万9千円を減額し、予算の総額を6億5,956万円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容となっております。

2ページの歳出からご説明いたします。

款1 総務費は、決算見込により総務管理費を901万6千円減額するものです。

款2 保険給付費は、増加傾向にある療養給付費700万円を増額し、同じく高額療養費を308万4千円増額するものです。

款3 国民健康保険事業納付金、及び款5 保健事業費につきましては、財源更生するもので金額の変更はございません。

款7 諸支出金は、償還金を133万7千円減額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 国民健康保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴いまして、23万4千円を増額するものです。

款2 国庫支出金は、決算見込により、国庫補助金を887万4千円減額するものです。

款3 県支出金は、歳出、保険給付費等の増額に伴い県補助金を950万9千円増額するものです。

款5 繰入金につきましては、決算見込により、他会計繰入金63万2千円減額し、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、基金繰入金を126万7千円増額するものです。

款7 諸収入は、決算見込により雑入を177万3千円減額するものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第9 議案第3号 令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第4号 令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括をして執行の説明を求めます。

村岡都市建設課長

村岡都市
建設課長

議案第3号及び議案第4号を一括して、ご説明いたします。

議案第3号、令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ393万8千円を減額し、総額を9,950万7千円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。

款1 総務費、目1一般管理費において、393万8千円を減額しています。簡易水道一般管理事業の93万8千円の減額の内容は、決算見込み額にあわせ需用費、委託料、工事請負費、公課費を増減するものでございます。和木地区水道事業の300万円の減額は、水道使用水量が減少する見込みであるため、岩国市水道局へ支払する光熱水費を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

款1 使用料及び手数料につきましては、使用水量が減少する見込みから簡易水道地区の水道使用料を、130万円減額するものでございます。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を今回の補正予算により調整し、116万2千円を増額するものでございます。

款5 諸収入は、使用水量が減少する見込みから和木地区の上水道使用料を330万円減額するものでございます。

款6 町債は、起債対象事業費の減額に伴い、簡易水道事業

債50万円を減額するものでございます。

続いて3ページ、第2表地方債補正についてですが、本予算、補正予算に伴い、限度額を520万円から470万円に減額するものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の内容となります。

続きまして、議案第4号、令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,038万8千円を減額し、総額を2億6,051万4千円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。10ページの方をお開きください。

款1 総務費、目1一般管理費において、2,038万8千円を減額しております。その内、ポンプ場維持管理事業の1,580万円の減額の内容は、汚泥搬出処理業務委託料1,500万円の減額他、入札減を決算見込み額にあわせ減額するものでございます。

下水処理事業300万円の減額は、大竹市の工事の実績に応じて、下水処理負担金の建設分について減額するものでございます。

管渠整備事業20万2千円、大竹圧送管復旧事業138万6千円の減額の内容は、入札減と決算見込み額に合わせ減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

款2 使用料、手数料につきましては、使用する下水量が減少する見込みから下水道使用料を、440万円減額するものでございます。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を今回の補正により調整し、62万3千円を減額するものでございます。

款5 諸収入につきましては、1,116万5千円を減額しておりますが、汚泥搬出負担金の1,215万円の減額は、歳出予

算の汚泥搬出処理業務委託料1,500万円の減額に伴う、大竹市からの負担金の減額でございます。また、消費税及び地方消費税還付金につきましては、98万5千円の増額となります。

款6 町債は、起債対象事業費の減額に伴い、公共下水道事業債420万円を減額するものでございます。

続いて3ページ、第2表地方債補正についてですが、本補正予算に伴い、限度額を3,630万円から3,210万円に減額するものでございます。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第3号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公君

嘉屋議員 まずは水道の使用料ですけど、約300万円これが減額されています。これはどういった事で300万、使用料ということで人口減なのかどういった事を分析されていますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 村岡都市建設課長

村岡都市建設課長 これについては決算見込みの状況にあわせて今回減額の補正するものでございます。詳細な内容というものまでですね、なかなかこれが原因ということは言えませんが、人口の減少とかそれに伴って使用水量が減少しているのではないかと考えております。以上です。

議長 よろしいですか。嘉屋富公君

嘉屋議員 今回の答弁でわかりましたけど、例えば下水処理場の方も同じ事でよろしいでしょうか。約440万、これ使用料っていう

の減っていますけど同じように考えていいですか。

議 長 次の議案ですね。
お答えしますか、答えますか。
はい、では村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 水道の使用水量に応じて下水道の使用料金も算定いたしますので同じような形になります。

議 長 他に質疑はございませんか。
上田丈二君

上田議員 和木町の簡易水道なんですけれども、瀬田、関ヶ浜地区にとっては大事な生活の必要な水道の財源になると思うんですけれども、この歳入歳出とも減額になっておりますし収入の方も減ってはいるんですけれども、老朽化の補修も順調に進んでいるということだったんですけれども、今後も事業の継続については今のところ問題はないということによろしいのでしょうか。

議 長 この補正に関してですか。
課長答えられますか。
村岡都市建設課長

村岡都市建設課長 言われる通り大切なライフラインでございますので、現在も今、和木町水道事業基本計画を策定してですね、安心な水道が供給できるように努めて参りたいと思っております。

議 長 よろしいですか。
補正に関しての質疑としてお願い致します。

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

- 議長 議長 議案第4号についての質疑を許します。
質疑はございませんか。
- 議長 議長 灰岡裕美君
- 灰岡議員 第1款 総務費以降の総務管理費の中の、先程説明がありました汚泥搬出処理業務委託料1,500万円のマイナス補正になっております。これについてももう少し説明をお願いいたします。
- 議長 議長 村岡都市建設課長
- 村岡都市建設課長 この業務は、最終的な終末処理を大竹市の方に和木町は委託しておりますが、その中の事務分担です、汚泥の搬出、最後の肥料に変えたりするその搬出業務については、契約関係等と和木町が行うという協定で実施しております、その業務については単価の減少等により1,500万円の減額となります。これについては先程申し上げましたように、大竹市から負担金が入ります。これについては大竹市の負担割合は81%という状況でございます。
- 灰岡議員 灰岡議員 それではその金額に対する決定は、大竹市の方から通告があって、はじめて和木町は補正を上げたということなんですか。そうではないんですか。
- 議長 議長 村岡都市建設課長
- 村岡都市建設課長 先程申し上げましたとおり、この事務については和木町の方でこの事務を行ってまいりますので、その汚泥の搬出処理をする業者等の決定等は和木町の方で行う、で実際に搬出した量とか単価に応じて和木町が算定して1,500万円を減額すると、当然大竹市へ請求する負担割、金額も減少するというところでございます。

灰岡議員 分かりました。

議長 はい、よろしいですか。

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議長 日程第11 議案第5号 令和元年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第6号 令和元年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

森本保健福祉課長

森本保健 議案第5号及び議案第6号を一括してご説明いたします。

福祉課長 まず、議案第5号 令和元年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,935万5千円を減額し、予算の総額を5億1,880万2千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

保険事業勘定の歳出2ページからご説明いたします。

款1 総務費は、決算見込により、総務管理費を64万3千円減額するものです。

款2 保険給付費は、決算見込みにより、介護サービス等諸費2,000万円、支援サービス等諸費を300万円、特定入所者介護サービス費275万円をそれぞれ、減額するものが主なものです。

款3 地域支援事業費は、決算見込みにより介護予防・生活

支援サービス事業費310万円を減額するものでございます。

なお、一般介護予防事業費、包括的支援事業費、その他諸費につきましては、財源を更正するもので金額の変更はございません。

款4 基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして148万5千円を増額するものでございます。

款5 諸支出金は、財政調整基金の過年度分精算が確定しましたので、償還金を148万7千円減額するものです。

つづきまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款2 国庫支出金は、交付申請額により、国庫補助金429万1千円を減額するものです。

款3 支払基金交付金も、交付申請額により、1,412万4千円を減額するものです。

款4 県支出金のうち県負担金は、交付申請額に基づき、600万円を減額、県補助金につきましても、交付申請額により、38万6千円を減額するものでございます。

款5 繰入金は、決算見込により一般会計からの繰入金429万4千円を減額するものでございます。

款8 諸収入は、サービス事業の決算見込みにより、10万円を減額するものでございます。

続きまして、3ページ、サービス事業勘定の歳入からご説明いたします。

款1 サービス収入は、サービス計画の減少により、予防給付費収入を16万円減額、このことに伴い、4ページ歳出 款1 サービス事業費16万円を減額するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和元年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ634万円を減額し、予算の総額を9,356万2千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

2ページの歳出からご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、納付すべき負担金の確定等に伴い634万円を減額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調定額の変動、決算見込みに伴い、558万3千円を減額するものでございます。

款2 繰入金は、広域連合納付金の確定等に伴い、一般会計繰入金75万7千円を減額するものでございます。

以上で議案第5号、6号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第5号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第13 議案第7号 和木町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第8号 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第9号 和木町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第10号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上、4議案についてこれを議題といたします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田中企画
総務課長

議案第7号から議案第10号までの4議案について、一括してご説明いたします。

まず、議案第7号 和木町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第2条 職員のサービスの宣誓において、新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない、と定められていますが、第2項において、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、別段の定めをすることができることを加えるために提案させていただくものでございます。

議案第8号 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正などの措置を講ずるため、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が定められたことに伴い、和木町においても同様の措置を講ずるために、条例第8条に正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定めることを加えるものでございます。

なお、本議案可決後に規則において、時間外勤務の上限を、原則として月45時間、年360時間とすることなどを定めることとしております。

続きまして、議案第9号 和木町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用により、会計年度任用職員制度が創設され、職の任用の明確化・適正化が求められるとともに、特別職非常勤職員の対象となる

者の要件についても助言、調査、診断に該当する事務などに厳格化することとなったため、交通安全指導員を特別職から除くとともに、新たに学校医等、健康診断医師等、産業医を特別職非常勤職員とするものでございます。なお、附則において和木町交通安全指導員設置条例を廃止し、別途設置要綱を制定したいと考えているところでございます。

最後に、議案第10号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

一般職の職員で、通勤距離が片道2km以上で自動車などの交通用具を使用する者には月額3,500円から16,100円の範囲内で通勤手当を支給していますが、本条例改正と規則の一部改正を行うことで、令和2年4月からは2,000円から18,700円の範囲内で国家公務員と同様の運用に改めるとともに、通勤手当全額が非課税となるように改めようとするものでございます。

なお、この改正は会計年度任用職員にも適用されることとなります。

以上で、議案第7号から議案第10号までの説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第7号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第8号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議 長 議案第9号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議 長 議案第10号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
- 議 長 日程第17 議案第11号 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
吉岡税務課長
- 吉 岡 議案第11号 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車
税 務 課 長 等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の
制定についてご説明いたします。
軽自動車税の種別割につきましては、軽自動車等の所有者に対し、賦課期日である4月1日に主たる定置場所在の市町村において賦課し、賦課徴収の方法により徴収することとなっております。これに対し、アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割につきましては、日米地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の

規定に基づき条例を定め、普通徴収ではなく、証紙徴収の方法によらなければならないこととなっています。

これまで、和木町におきましては、該当する車両がありませんでしたが、このたびアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等につきまして、主たる定置場を和木町とする軽自動車税申告書が軽自動車検査協会から町に送付されてきたことに伴い、当該車両にかかわる軽自動車税の種別割につきましては、賦課期日である令和2年4月1日に和木町において課税することから、税率徴収方法等について特例の条例を制定する必要が生じたため、和木町税条例の特例を定めるものでございます。

なお、税額は近隣自治体と同額となっております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二君

上田議員 今までも外国人の方でこの軽自動車とかYナンバー、Aナンバーを持ってらっしゃった方いると思うんですけど、この急に条例化するにあたっては何か理由があったのでしょうか。伺いたいと思います。

それと軽自動車と原付自動車については町の収入になると思うんですけども、これもその収入になる方法ですよ、それがどんなような形で収入になるのかをちょっと教えて欲しいと思います。

議長 暫時休憩

休憩 10時 12分

再開 10時 13分

議 長

休憩前に続き、会議を再開いたします。

議 長

吉岡税務課長

吉 岡
税 務 課 長

説明の中にもしてますが、今まで和木町においては該当する車両がありませんでした。このAナンバーについてはですね、車両がありませんでしたので、今まで特例も制定していませんでしたが、今年度2両車両が出てきましたので特例を制定するという事になります。

それと徴収の方法ですが、この場合、証紙徴収ということになりまして、この証紙徴収というのは地方税法に規定がありまして、地方団体が納税通知書を交付しないで、その発行する証紙ですね、様式第一号と書いています軽自動車税証紙、この証紙を買っていただいてこの証紙に納税印を押すという形で納めていく形になります。

普段ある普通徴収というのは、これも地方税法に規定がありまして、納税通知書を交付して納付書で納めてもらうというのが普通徴収ですが、この今回の場合は証紙徴収ということで、証紙を買っていただく、で納めてもらうという形になります。

議 長

よろしいですか。わかりました。

上田丈二君

上 田 議 員

証紙徴収ということで分かりました。軽自動車と原付に対してもこの減額については普通よりも減額になっていると思うんですけども、軽自動車については証紙徴収で交換ということでナンバープレートも問題ないと思うんですけども、原付自動車に関しては和木町でナンバープレートは発行しなければならないと思うんですけども、もしこの原付について届出があった場合は、和木町の中でこのナンバープレートを作ることになるのでしょうか。

議長 吉岡税務課長

吉岡税務課長 今回の2例は、800CCのオートバイと軽トラですので和木町ではナンバープレート作ってませんが、原付自動車で軍属ですか、が所有、主な定置場を和木町として届出が出れば原付もAナンバーの交付をすることになると思います。

議長 上田丈二君

上田議員 和木町が作って交付することになるということでしたけれども、これ元々は税の徴収によって町が潤う形になると思うんですけれども、この千円の原付自動車のナンバープレートを作るといふことでしたら、このままだったら国から財源を確保しない限りは町の持ち出し増になるという形になると思うんですけれども、そこのところはどうなんでしょう。

議長 吉岡税務課長

吉岡税務課長 これ日米地位協定によりまして特例で減額されていますのでその分の部分については町の持ち出しになって補填はないということになります。

議長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第18 議案第12号 和木町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第13号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第14号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上、3議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括しての説明を求めます。

執行の説明をお願いいたします。

渡邊教育委員会事務局長

渡 邊
教育委員会
事務局長

議案第12号から第14号まで一括してご説明いたします。
最初に議案第12号 和木町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正案は、4月から放課後児童クラブの時間延長を行うことを予定しており、6時から6時半までの間、放課後児童クラブを利用される方については、1日1回あたり200円をいただくために必要な改正を行うものでございます。

開設時間、別表、新旧対照表をご覧ください。別表の中に延長保育利用料200円/日額、こちらを追加するものでございまして、開設時間につきましては現在、18時までとしておりますが、土曜日を除く平日を18時30分まで延長する予定でございます。施行日は本年4月1日からとしております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続いて、議案第13号 和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

児童福祉法の一部改正により、厚生労働省基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改められ、町の判断で放課後児童クラブでみなし支援員を採用する、雇用することができることになっております。

この条例改正は、放課後支援員の資格要件の経過措置期間について、現在本年3月末までで経過措置が終了することになっておりますが、これについて当面必要な改正をおこなうものです。

放課後児童クラブにおきましては、「保育士や幼稚園教諭、教職員免許等」の資格を有し、かつ放課後支援員認定資格者研修を受講していない「みなし支援員」と言われる方々の勤務が何人かいらっしゃると思いますが、採用時に、放課後支援員認定資格者研修の受講が修了していない方がおられます。現行の規定では、本年3月31日までを「みなし支援員」が採用できる経過措置期間としていますが、この規定の見直しを行うものです。

施行日は本年4月1日としております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

最後に、議案第14号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例案は、令和元年10月1日以降の、幼稚園、保育所及び認定こども園などを利用する子どもに関する幼児教育・保育の無償化に伴う、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を一部改正する必要があるため定めるものでございます。和木こども園は特定教育・保育施設にあたり、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等は現在本町にはございませんが、国の基準に基づき、和木町に無い施設も含めて改正を行うものでございます。

なお、法律施行期間1年間は、法を根拠に事務が行なえることとなっておりますが、その猶予期間は1年間であるため、このたび改正を行うものであることを申し添えます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページにおきまして題名を「和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改め、目次・附則についても1ページから2ページのように改めるものでございます。

次に、新旧対照表12ページになりますが、第13条第4項において、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更を定めております。幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用及び主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用としております。これについては簡単に申し上げますと、令和元年9月末までは子どもさんの給食費は保育料の中に含まれるとされておりましたが、これについて10月1日以降無償化に伴うところで給食費を別途保護者から受けることができるかと改められました。ここについての定めを今回新たに設けたものでございます。ただし、一定所得未満の世帯の子ども、それから小学校3年生までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもに対する副食の提供に対する費用については引き続き無料、無償ということで除くものとされております。

それから第53条から61条までは、基準を新たに新設しております。

この他、改正法における呼称、略称の変更、それから条ずれに伴う改正なども併せて行うものであります。

例をあげますと、第2条以降多くの条文中に出てまいります「支給認定」という言葉、これを「教育保育認定」にあらため、「満3歳以上教育・保育認定こども」や「特定満3歳以上保育認定こども」、これらの文言も追加されております。

施行日は公布の日から施行とさせていただきます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

第12号から第14号までの議案についてのご説明は以上です。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第12号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第13号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第14号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 ここで暫時休憩いたします。
40分まで休憩いたしますので40分から再開いたします。
お願いします。

休 憩 10時 26分

再 開 10時 40分

議 長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

議 長 日程第21 議案第15号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第16号 和木町介護保険条例の一部を
改正する条例について

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

森本保健福祉課長

森本保健
福祉課長

議案第15号、16号を一括してご説明いたします。

議案第15号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する
条例についてご説明いたします。

本議案は、健康保険法施行令の改正に伴い改正するもので、
賦課限度額の引上げ、保険料による軽減額の変更が主なもので
ございます。

新旧対照表でご説明いたします。

第10条の10では、基礎賦課限度額を61万円から63万
円に変更するものです。

第10条の15では、介護納付金賦課限度額を16万円から
17万円に変更するものです。

第13条の2保険料の軽減においては、第2号で低所得者の
保険料の5割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる
金額28万円から28万5千円にし、第3号では、2割を軽減
する基準について、被保険者数に乗ずる金額を51万円から5
2万円に変更するものです。

以上で、議案15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号 和木町介護保険条例の一部を改
正する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和元年10月に消費税が改定されたことに伴
い、低所得者の保険料を軽減するために行なうものでございま
す。

新旧対照表でご説明いたします。

保険料率、第4条第2項では、第4条第1項1号に該当する
者の令和2年度の保険料を現行の27,450円から21,96
0円にするものです。

第3項では、2項同様に第1項第2号に該当する者の保険料を、現行の45,750円を36,600円にするものです。

第4項でも同様に、第1項第3号に該当する者の保険料を現行の53,070円を51,240円にするものです。

以上で、議案第15号、第16号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第15号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

課長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第16号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第23 議案第17号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
吉岡税務課長

吉岡税務課長 議案第17号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

町内に新築された住宅に対しまして、地方税法では固定資産税の家屋分が一定期間、概ね2分の1減額となりますが、本条例は、残りの2分の1を奨励金として交付することにより、「誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを推進し、住宅建設を奨励することにより、人口増を図ることを目的」とする町

独自の制度でございます。

それでは、改正点について、お手元にお配りしています新旧対照表でご説明させていただきます。附則の部分ですが、奨励金は、地方税法での減額相当額を交付することとなっているため、この地方税法の減額適用期限が2年間延長される見込みのために令和4年3月31日までに改めるものであります。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第24 議案第18号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
村岡都市建設課長

村岡都市建設課長 議案第18号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正の主な内容は、国が示す標準条例の改正に準ずる改正、及び、入居手続きにおいて「請書」から「賃貸借契約書」への変更に関することでございます。

それでは、新旧対照表で改正内容をご説明いたします。

公募の方法に関する第4条は、標準条例の改正に伴うもので、テレビジョンを追加するものでございます。

公募の例外に関する第5条の改正も、標準条例の改正に伴うもので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業を加えるものでございます。

第6条から第9条の改正内容につきましても、標準条例の改正に伴うものでございます。

3ページの方をご覧ください。住宅入居手続きに関する第11条につきましては、これまで請書を入居者からの提出のみとしていたものを、町、入居者、連帯保証人がそれぞれ1通保有する「賃貸借契約書」に変更すること、および連帯保証人の要件としておりました、「町内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居内定者と同程度以上の収入を有するもの」を削除しております。なお、連帯保証人は2名から1名に変更されることとなります。

4ページをご覧ください。家賃の決定に関する第14条は、認知症等に該当する入居者が「収入申告書」の提出が困難な場合に公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握できるようにするための項を追加するもので、第15条についても同様の改正でございます。

第16条及び第18条は、標準条例の改正に伴うものでございます。

6ページ第26条は、無許可による住宅の増改築、模様替えをした場合、入居者の負担で原状復旧または撤去をするための項の追加をするものでございます。

第27条以降の改正内容は、本条例改正案に伴う、条項等の改正でございます。

なお、本条例の施工期日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で、議案第18号和木町営住宅条例の一部を改正する条例の説明といたします。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第25 町長の施政方針についてを議題といたします。
米本町長

米本町長

それでは、令和2年度当初予算案をはじめとする諸議案の審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概況について申し述べさせていただきます。

現在、国においては、昨年12月20日に閣議決定された政府案を基に、令和2年度予算案の審議が行われております。そのポイントとして、「消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算」ということが掲げられております。社会保障分野では、幼児教育・保育の無償化をはじめとした施策、経済対策分野では、消費税や投資に対する切れ目のない下支えの施策、また防災面では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などの関連予算が審議されております。

本町におきましても、国や県の動向を踏まえつつ、町民福祉の充実を推し進めながら、健全な財政運営となるよう予算編成を行ってまいりました。

まず、令和元年度の本年度の本町の財政状況を申し上げますと、町税については、決算見込みで、15億円程度になるものと見ております。これは平成30年度に引き続き法人税収が少し回復したことが要因となっており、またふるさと納税も当初見込みより大きく伸びていることが要因であります。

これにより一般会計では、令和元年度において実質的な財政調整基金の取崩しはないものと見込んでおります。

しかしながら、国内外の経済も少なからず懸念される要素を抱えており、町税の大幅な増収、安定的な収入も確定的ではないものと考えており、大変厳しい財政運営を強いられるものと考えているところでございます。

一方、歳出面におきましては、大型事業に対し米軍再編交付金などの各種補助金をはじめ、地方債の発行などにより、財政調整基金の取崩しを抑制しながら財政運営を行ってまいりま

したが、数年後には、これらの地方債の償還が始まり、公債費は増額となる見通しです。

さらに、ソフト事業におきましても、学校給食の無料化、敬老金や児童福祉年金などの町独自の様々な福祉施策の継続に加え、近年では、その他の社会保障関係経費や物価、人件費の高騰を背景として物件費なども増加してきており、今後、一層の財政運営の硬直化が懸念されるところでございます。

さらに、令和2年度からは、会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、臨時・非常勤職員の任用方法が改められ、従来の賃金よりも大きく増額した人件費を予算計上する必要があります。

このような厳しい状況の中においてではありますが、「活力ある和木町・魅力ある和木町」を基本理念に、全職員と共に創意工夫を図り、必要な事業には財源を確保する一方で、改善すべき事業については思い切った合理化・効率化を行うなど、「選択と集中」をより一層推進し、令和2年度の予算案を編成いたしました。

それでは、令和2年度和木町当初予算案の概要について、具体的に説明して参ります。

初めに予算規模でございますが、一般会計において、40億1,147万7千円となり、令和元年度当初予算と比較して、2,842万2千円、0.7%の増額となっております。

なお、特別会計を含めた予算総額では、56億7,437万円となり、5,265万3千円、0.9%の増額となっております。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

まずは、和木町第5次総合計画の4つの重点施策の1つ目、未来の人材を町ぐるみで育成するための「元気な子どもを育て子育て支援」ですが、従来から実施しております給食費無料化や出産祝い金支給事業、各種予防接種事業などの予算を引き続き計上しております。予防接種はインフルエンザ、ロタウィルス、おたふくかぜに対する費用を助成しておりますが、ロタウィルスにつきましては、令和2年10月以降、全国的に定期接種に移行されることとなっております。

また、昨年6月に立ち上げました「子育て世代包括支援センター事業」の着実な推進を図り、産婦の皆様への相談支援事業も、従来の産後2週間に加え、1か月後にも相談できるように拡充し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

昨年10月からの幼児教育無償化に合わせてスタートさせました、町外保育施設を利用されるお子様の給食費の助成について、引き続き実施しますとともに、新たにアレルギーをお持ちのお子様、学校生活管理指導表を提出する際の、医療機関へ支払う文書料についての助成を始めることとしており、保護者の皆様のご負担の軽減を図ってまいります。

さらに、放課後児童教室の保育時間延長を希望される方には、有料ではありますが、30分延長し18時30分まで可能といたします。子育て環境の充実につながるものと考えております。

2つ目の「保育所・幼稚園から小学校・中学校までの一貫した教育の充実」ですが、和木こども園につきましては、昨年4月に無事開園を迎えました。

これにより、こども園、小学校、中学校共に耐震性を備えた、充実した保育、教育環境を整備することができ、引き続き、園児、児童、生徒、教職員の交流事業などで連携を深め、統一的な教育・保育の充実を図ってまいります。

また、これまで行ってまいりました、中学生の海外派遣、イングリッシュキャンプ参加に係る補助や、小中学校でのALTの活用などに加え、令和元年度途中から開始いたしました、県の再編交付金事業を活用した国際交流員の配置についての予算も引き続き計上しております。さらに、高校生の語学留学は語学体験留学とし、研修先がハワイ州のカウアイ島へ変更となります。

こども園や小中学校でのこうした事業を通して、国際的に活躍できる人材の育成を進めてまいります。

各種検定料全額助成につきましては、小中学生のみならず、全ての町民の皆様を対象としており、引き続き実施してまいりますので、積極的なご活用をお願いしたいと思います。

3つ目の「町民の元気を保つ、健康づくりの支援」でございます。

各種がん検診や「健康マイレージ事業」を引き続き計上し、健康の保持増進、意識の高揚を図ってまいります。町民の皆様にはこれらの事業を是非ともご利用いただき、健康管理の推進や疾病の早期発見につなげ、いつまでも健やかに暮らしていただきたいと願っております。

さらに、県内で先駆けて実施した「がん患者医療用補正具購入費助成制度」も引き続き計上しており、がんを克服する皆様の一助となればと考えているところでございます。

また、令和2年度は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等の改訂時期となっており、そのための予算を計上しております。町民の皆様方には、アンケート調査などお願いすることとなりますが、福祉施策の充実に向け、ご協力をお願いいたします。

体力づくりの拠点となる体育センターにつきましては、アリーナの照明を水銀灯照明からLED照明に改修し、より運動のしやすい施設を目指すと共に、明るさを調節する機能をつけることにより、避難所として活用する場合の避難生活の環境改善にもつながるものとなるよう計画をしております。

4つ目の「防災・防犯体制の充実」では、自然災害時に適切に対応できる、災害に強いまちを目指し、自主防災組織の資機材充実のための補助金を継続してまいりますので、各自治会におかれましては、積極的にご活用いただきたいと思います。

また、令和2年11月14日には、土砂災害を想定した避難訓練を中心として総合防災訓練を実施する予定としております。災害が発生した場合の行動については、日頃から取組み、心構えが重要であると認識しており、ぜひこちらも多くの町民の皆様にご参加いただければと考えております。

平成27年度から整備してまいりました防災行政無線のデジタル化につきましては、令和元年中に完成をいたしました。

今後は議会の皆様からご要望頂きました個別受信機の整備を進めて参りますが、その前段階として、まずは個別受信機と

同等の情報を、皆さんがお持ちのスマートフォンやタブレットに送れる無料アプリのシステムを導入して行き、個別受信機の導入コストを下げ、その後に高齢者等希望者から順次、個別受信機を導入して頂けるようにしていく計画を考えております。

これは財源により基金事業とならなかったための措置で、単年度で台数を確定する必要があるため、今後希望者を募り、数量確定後、令和3年度に発注、有償配布する計画としております。

令和2年度の予算では、アプリシステム導入と、数量が確定できる公共施設を中心とした各避難施設への配置をする予算を計上致しました。

現在お使い頂いております防災メールやテレフォンサービスなどは、しばらくの間は維持して行くつもりでございますが、重複する部分もあり将来的には順次整理をして行く方向で考えて参りたいと思っております。

さらに、風向風速雨量などの気象観測機器や岩国地区消防組合の大型化学車の更新も計上しており、関ヶ浜地区の避難施設として、また皆様の憩いの場として、学習の場となります関ヶ浜分館のオープンは9月を予定しております。

防犯面では、町内各所に設置しております防犯カメラの運用を引き続き行ってまいりますとともに、家庭用防犯カメラの設置費補助も継続しております。

尚、議会の皆様からご要望をいただいております防犯カメラの増設につきましては、令和3年度に現在の各種機器の更新が必要であることから、同年度に併せて行うことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、消費者行政推進事業として、消費生活相談員の配置、うそ電話詐欺防止のための録音機能付き電話機の貸し出しや啓発用ハガキの予算も引き続き計上をしております。

次に第5次総合計画における重点施策以外のまちづくりに関するものとしてですが、最初に、地域での支えあい、助け合いに向けての取組みを行う「協働のまちづくり」、「ふれあいのまちづくり」については、地域包括支援センターを中心とした事業として、令和元年度に中開自治会と沖灰場自治会におい

て、支え合いマップを作成するなど「和木町おたがいさま計画」を進めてまいりました。

両地区の自治会長様をはじめとして町民の皆様には、ご苦労もあつたこととは思いますが、地域の課題解決に向けて地域が取り組む「共助」に当たる部分の充実を図られたものと考えております。令和2年度には、新たに2地区を加えた計4地区での取り組みを行ってまいる予定としております。

また、町ホームページのリニューアルにつきましても予算計上しており、町民の皆様への情報発信に加え、移住・定住の促進や交流人口の拡大などにつながるよう、見やすく分かりやすいホームページとなるようにしてまいりたいと思っております。

なお、現在、和木町のフェイスブックも開設しておりますので、併せてご覧いただきますようお願いをいたします。

次に「にぎわいのまちづくり」でございます。ご案内のとおり、現在、蜂ヶ峯総合公園内において、県の米軍再編交付金を活用した「にぎわい施設」の整備が進んでおります。この事業は、蜂ヶ峯総合公園管理協会の事業ではありますが、令和3年4月のオープンを目指しており、県東部の観光スポットとして、多くの方に訪れていただくことを期待しております。町といたしましては、オープンに先立ち、周辺道路の交通安全確保のための対策工事費を計上しており、道路のカラーリング舗装などにより、ご来園の皆様が安全にご利用できるように整備してまいります。

また、県のゆめ花博基金を活用した、蜂ヶ峯総合公園バラ園の改修を計画するための調査費も計上しており、土壌改良をはじめとした改修を行う場合の民間資金活用の可能性などについて調査を行います。

また、この夏には、東京オリンピック、パラリンピックが開催される予定となっております。

オリンピック聖火リレーは、残念ながら、本町はリレーコースにはなっておりませんが、町民の方や本町ゆかりの著名人が聖火ランナーとして走ることが公表されており、大いに機運が

盛り上ることを期待をしております。

オリンピック、パラリンピック関連事業では、全国各地で聖火の採火、集火を行うこととされており、本町でも8月13日に、こども園において、親子参加型の火おこしイベントを開催し、そこで集めた火を「聖火、和木町の火」とする予定としております。

そのほか、我が町の特色であります、持ち家に対する住宅建設奨励金・利子補給金等の事業も継続し計上いたしております。

次に、特別会計への繰出金ですが、簡易水道・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計へは昨年度に比べ増額となっておりますが、国民健康保険・公共下水道事業の特別会計への繰出金は、減額となっております。

最後に、公債費ですが、令和元年度と比較し、593万1千円、1.4%の増額となっており、令和2年度末の一般会計における地方債残高は、54億4,453万1千円となる見込みでございます。

続きまして、歳入予算の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、町税の個人町民税ですが、3億524万7千円で令和元年度と比較して、572万9千円、1.9%の増額を見込んでおります。法人町民税におきましては、6,284万4千円で、19万6千円、0.3%の増額を見込んでおります。

次に、固定資産税ですが、9億8,530万5千円で244万円、0.2%の減額となる見込みであり、町税全体での計上額は13億9,090万2千円で、467万5千円の増額となる見込みでございます。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金につきましては、いずれも減額するものと見込んでおります。なお、自動車取得税交付金と地方特例交付金につきましては、税制改正等により、廃目となった科目もあるため、減額見込みとしております。

一方、地方譲与税、地方消費税交付金につきましては、増額

するものと見込んでおります。

また、新設されました法人事業税交付金につきましては、506万6千円の歳入を見込んでおります。

地方交付税につきましては、4億8,500万円、令和元年度と比較し、500万円、1.0%の減額の見込みです。

国庫支出金につきましては、4億8,239万9千円、令和元年度と比較し、4,779万5千円、9.0%減額の見込みです。

県支出金につきましては、1億5,215万7千円、令和元年度と比較し、4,471万1千円、22.7%の減額となっております。

財産収入につきましては、令和元年度とほぼ同様と見込んでおります。

寄附金のうち、ふるさと納税につきましては、令和元年度当初予算時点では大きく減額するものと見込んでおりましたが、実際には多くのご寄付をいただいておりますので、6,000万円と大幅に増額する見込みとしております。

なお、いただいた寄附金は、幼稚園・小学校・中学校の給食無料化、小中高を通じた各種検定費の助成、中学生・高校生の海外派遣に係る補助費、出産祝い金による子育て支援等に活用させていただきます。

繰入金は、「健やか安心基金」から3,628万9千円、「地域振興事業助成基金」から870万円、「関ヶ浜分館整備基金」から1億796万円、「和木町すくすくこども基金」から1,000万円をそれぞれ繰入れ、歳出超過を穴埋めする財政調整基金の取崩しは、3億578万6千円を計上しております。

諸収入は、和木町土地開発公社貸付金の元金収入が歳出と同じ、2億3,800万円を計上しており、諸収入全体では、2億8,647万1千円となり、令和元年度と比較して、374万6千円、1.3%の減額となっております。

町債は、3億150万円で、令和元年度と比較して1,610万円、5.6%の増額となっております。主な内訳といたしましては、緑ヶ丘団地第3棟建設事業債が9,310万円、装束雨水ポンプ場改修事業債が8,040万円、体育センター整備事業債が1,770万円、臨時財政対策債が1億300万円などがございます。

結びといたしまして、冒頭に申しましたとおり、令和2年度当初予算編成作業は、これまでにない大変厳しいものでありました。町税などの大幅な増収が見込めない中、歳出面では、会計年度任用職員制度の開始、物件費や社会保障費関係の上昇、公共、インフラ施設の老朽化対策など、取り組まなければならない事業が数多くある中、一方で、給食費無料化など町独自の施策もしっかりと継続していく必要があります、予算編成を進める中で、既存事業の内容を改めて見直すことにより歳出の節減を進めたことや、米軍再編交付金などの各種財源を活用することで、これまでに申し上げてまいりました新たな施策を行うこととしながらも、財政調整基金の取崩しについては、必要最小限に抑えられたものと考えております。

しかしながら、今後も既存事業のチェックや財源の確保など課題を解決しながら、引き続き柔軟に速やかに諸問題に対応して参り、予算を提出している事業についても実施までに再検討を行いコスト削減に努めて参る所存であります。

なお、今年度計上致しましたバス路線の一部変更の予算については、令和3年4月より蜂ヶ峯公園にぎわい施設が開園する関係で、大きな変更の必要性があることから来年度、再度取り組み、オープンまでに整備していこうと考えております。

今後とも議会の皆様方そして町民の皆様方のお力添えのもと「魅力ある和木町、活力ある和木町」の実現に向け町政を進めて行くことに努めて参ります。

以上、令和2年度施政方針、並びに予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました令和2年度予算案並びに諸議案について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、私の施政方針及び新年度予算案の概要説明とさせていただきます。

議

長

日程第26 教育行政施政方針についてを議題といたします。

重岡教育長

重岡教育長

本日は議会の貴重な時間に、私の発言にご配慮をいただきましたことに対しまして、感謝し厚く御礼申し上げます。

議員の皆様がご承知のとおり、「第2次和木町教育振興基本計画」は、来年度が5ヶ年計画の5年目という最終年度を迎えます。

和木町教育の全体構想は、引き続き「町ぐるみ『和木学園』」とし、教育目標も「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」を掲げております。これまでの4年間、様々な教育施策をできるだけ総合的・横断的に捉えて諸事業に取り組み、年度ごとに事業計画のそれぞれの進捗状況を見極めながら、教育行政を進めてまいりました。来年度が最終年度となりますので、「和木町第五次総合計画」の重点施策や「第2次和木町教育振興基本計画」を、バックキャストとこれまでのフォアキャストの両方向の視点から評価・検討し、来年度の教育方針の策定を進めているところでございます。

さて、昨年、教育再生実行会議は、「技術の進展に応じた教育の改新について」という第11次提言を公表いたしました。提言内容を見ますと、「人口減少、高齢化、グローバル化などの大きな社会変革の中で、国民一人一人が豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることがこれまで以上に重要」という報告がされております。これは、「第2次和木町教育振興基本計画」の「町ぐるみ和木学園」という生涯学習理念とも大いに重なっております。

特に、Society5.0という「超スマート社会」を迎える中、技術の進展に応じた教育を進め、子どもたちの基礎的な読解力や思考力などの学力や、あらゆる学びの基盤となる情報活用能力を育成する必要があります。小学校では、新学習指導要領の4月からの本格実施に向け、プログラミング教育も必修化となりますので、先月10日に研究会を開催したところでございます。議員の皆様にも授業を参観していただきました。県内外の教育関係者の皆様からのご指導をいただいたところでございます。全ての児童生徒に基盤的学力を習得させることができる

よう、効果的な指導方法等についての検討を加速させ、授業改善を進めてまいります。

また、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材の育成も推進しなければなりません。これについても、教育再生実行会議は、民間企業等との連携・協働が非常に重要と提言しております。この点につきましては、嬉しいニュースをご紹介しますと思います。来年度から小学校で新しい教科書を使用することになりますが、5年生の社会科教科書の「暮らしを支える石油工業」の学習に、和木町の石油工場が約4ページに渡って掲載されております。絵や図、写真も多く、文中には「日本で最も歴史のある石油化学コンビナート」という記述がございます。この教科書は、岩国地区の教科書協議会において選定され、本町教育委員会も採択いたしました。来年度から4年間使用される教科書ですので、和木小学校の児童はもちろん、全国の多くの子どもたちや教員・保護者が目にするものと思います。町民の皆様にも、是非ご紹介したいと考えております。

和木学園構想のコンビナートとコンビを組んだコンビ学習がさらに充実するよう企業との連携を密にしていきたいと考えております。同時に、教育目標に掲げている「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」にもつながるものと考えており、今日、全国各地で取り組まれ始めている「ふるさと学習」や「ふるさと教育」の和木町バージョンが大きく展開するきっかけになるものと期待しております。

また、今日、教師の多忙化が大きな課題となっておりますが、働き方改革を進める中、企業をはじめ社会で実践的な活動を行ってきた各種団体や地域住民などの様々な外部人材との連携によって、より一層の教育の充実を図りたいと考えております。この点につきましては、昨年12月、議会議員の皆様全員にも小学校6年生の国語科の授業「町の幸福論 和木町の未来を考える」にゲストティーチャーとして参加していただきました。その時の様子を2月1日付発行の「議会だより」にも掲載をしていただいたところがございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

さらに、人権教育や特別支援教育、健康教育等につきましても、人間尊重、インクルーシブな社会の構築、共生社会の形成など、どれも生涯学習社会構築の基盤となる必要不可欠な内容です。引き続き、きめ細やかな取組が行えるよう県教委等とも連携し、充実と推進を図ります。

では、今お話しした全体的な内容を踏まえ、来年度のこども園・小学校・中学校のそれぞれの特色ある事業等についてお話ししたいと思います。

まず、こども園に関わる事業です。昨年4月の「こども園」の開園に合わせ、小学校教員を1年間1名派遣しました。幼児期の指導及び幼児期の育ちを踏まえた小学校低学年での指導の在り方について研究を行い、多くの成果をあげてまいりました。この研究成果を受け、教育と保育、福祉が一体となった子育て支援をさらに充実させ、園や学校・家庭・地域の結び付きをより強固なものにしたいと考えております。そこで、来年度は、こども園にも学校運営協議会を設置し、園小中一貫コミュニティ・スクールの推進を図ります。

次に、小学校に関わる事業です。4月から、県環境生活部の中にあります山口県金融広報委員会の指定をいただき「金融・金銭教育」の研究を行います。これは、総合的な学習の時間の中で学習いたしました、実施いたしました「わき愛あいフェスティバル」での、和木町の特産品の販売に関わる「事前の商工会との連携から、当日の販売体験、事後のまとめの発表会までの内容」などが注目され、金融広報委員会から指定されるものでございます。研究期間は2年間で、2年目には県庁で発表する予定でございます。

また、社会科副読本「わき」の全面改定を進めているところですが、来年度内に印刷本を完成させる予定です。

最後に、中学校に関わる事業です。県教育委員会指定の「心を育む道德教育」の研究2年目となります。中学校の道德科の研究につきましては、昨年4月から、「特別の教科 道德」として教科書を使つての学習を行っており、生徒の心を育む道德教育を推進してまいりました。来年度は、中学校で授業公開な

どの研究発表会を開催することとしております。

これまでお話しいたしました園小中一貫コミュニティ・スクールに関わる内容は、「町ぐるみ和木学園」として県内外でも高く評価されており、県教委から来年度の「やまぐち型地域連携教育の集い」を和木町で開催してほしい旨の依頼があり、10月開催の予定で日程調整をしているところでございます。

来年度は、園小中それぞれの研究的な事業等を中心に、「第2次和木町教育振興基本計画」の最終年度のまとめを行いながら、次の「第3次和木町教育振興基本計画」策定につながる諸準備にも取り組み、「緑の風薫る文化のまち和木町」の教育行政・教育活動を推進してまいります。

結びになりますが、様々な教育改革が進む中、議員皆様方には教育環境の整備や教育内容の充実等につきましてお力添えをいただき感謝しております。今後とも教育行政へのご理解ご協力、並びにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。教育行政施政方針といたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

議

長

日程第27 議案第19号 令和2年度和木町一般会計予算

日程第28 議案第20号 令和2年度和木町国民健康保険特別会計予算

日程 29 議案第21号 令和2年度和木町簡易水道事業特別会計予算

日程第30 議案第22号 令和2年度和木町公共下水道事業特別会計予算

日程第31 議案第23号 令和2年度和木町介護保険特別会計予算

日程第32 議案第24号 令和2年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

以上6議案を町長の施政方針及び教育行政施政方針を議案説明にかえ、議事進行上、一括して議題とします。

議 長 直ちに質疑に入ります。

議 長 町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第19号から議案第24号までの6議案について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

議 長 ここでおはかりします。
議案第19号から議案第24号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

議 長 ここでは暫時休憩いたします。
ご相談したいことがありますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 11時 31分

再開 11時 34分

議長 休憩中に行われました委員会において、委員長に嘉屋富公君、副委員長に小林秀嘉君が選任されましたのでご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告をしていただきますようお願いいたします

議長 日程第33 議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第34 議案第26号 岩国地区消防組合規約の変更に関する協議について

以上2議案について、これを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田中企画総務課長 議案第25号および議案第26号についてご説明いたします。

まず、議案第25号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、山口県市町総合事務組合規約に規定する事務を共同処理する団体を変更すること、ならびに規約を変更することについて関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第290条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の内容といたしましては、令和2年4月1日から、

公平委員会を共同処理する事務に山陽小野田市を加えるとともに、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、規約別表第3の非常勤職員公務災害補償事務に係る文言を改めるものでございます。

続きまして、議案第26号 岩国地区消防組規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本議案は、岩国地区消防組合の庁舎の統廃合に伴い、岩国地区消防組規約の変更を行うことに関して、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第290条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、中央消防署西分署が今月末に完成する見込みとなったことから、同規約第14条に規定している施設の整備に要する経費の負担割合における施設区分に中央消防署西分署を追加するものです。この規約変更により和木町の負担が発生することはありません。

なお、規約の変更は、中央消防署西分署の運用が開始される令和2年4月15日から施行されることとなっています。

以上で、議案第25号および議案第26号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第25号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

議案第26号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれで散会をしたいと思います。ご異議は
ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 11時 38分